# 養老町商工会便り



### *2022年1月* 198号

◇年頭あいさつ 養老町商工会長 野寺兼次



新年あけましておめ でとうございます

昨年はコロナ渦での 東京オリンピックが何 とか開催されました。 ウイルスワクチン接種 も始まり以前よりは少 しは明るさが見え始め

たように思います。

商工会もコロナによる経済活動の落ち込みを抑えるべく各種補助金申請や各種事業を会員の皆様の期待に沿えるよう職員が努力して 実施することが出来ました。

6月から住民サービスの御用聞き(移動販売車)販売を開始したのと10月にはプレミアム商品券を従来の「クーポン」とデジタル対応の「養老ペイ」で発売しました。

今後も養老町と足並みをそろえ町内の住民 サービスの向上、町内、町外、の消費の獲得に より地元経済の活性化に努めていきたいと考 えております。

さて今年度から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始され、令和5年10月から「インボイス制度」の導入が始まります。また、電子帳簿保存法の改正により、電子取引データ保存方法について電子データのまま保存することが求められることになってきます。商工会では会員の皆様に色々な機会の中で詳細が分かり次第お知らせをしてまいります。

世界も経済も大きな変革の時代を向かえていますが、地元経済を守るために商工会として会員の相談相手として役員、職員とも今後も努力してまいりたいと考えております。

最後になりますが会員の皆様にとって本年 が良い年になるよう祈念申し上げます。

#### ◇小規模事業持続化補助金の公募について

■持続化補助金(一般型)

補助対象者:小規模事業者

補助上限:50 万円 補助率 2/3

補助対象事業:経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、販路開拓あるいは販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組み。

補助対象経費:機械装置費・広報費・展示会出 展費・開発費・外注費等

商工会では、申請に必要な経営計画の作成の お手伝いをしておりますのでお問い合わせく ださい。尚、計画書作成には時間がかかりま すので、早めの取り組みをおすすめします。

◆第7回受付締切:2月4日(金)

#### ◇小規模事業者ネクストチャレンジ事業補助 金について

養老町内の小規模事業者が、新規又は持続的な経営に向けた事業計画に基づいて取り組む、販路開拓や事業の新分野展開、町内の空き店舗等を利活用して出店する者を支援し、小規模事業者の活性化を図るための補助金となります。

#### 【申請締切】

令和4年2月28日までに補助対象事業が 完了するもの。

#### 【補助対象事業】

- ①販路開拓等に係る事業
- ②生産性向上等の業務効率化に係る事業
- ③新分野展開又は業務転換による規模拡大に 係る事業
- ④空き店舗等を利活用する事業

#### 【補助対象額】

補助対象経費の1/2以内 補助上限額

販路開拓、業務効率化等:10万円 空き店舗等の改装費:100万円 空き店舗等の取得費:200万円 その他、補助事業により異なるため、養老町のホームページより詳細をご覧ください。 (https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2021 090300014/)

#### ◇年末調整個別指導を開催します

年末調整個別指導を下記により商工会館で 行いますので、必要書類をご確認のうえお越 しください。

日 時:令和4年1月11日(火)~14日(金) 9:00~16:00

場 所:養老町商工会館 1F研修室

- ・マイナンバーの記載(事業者・専従者・従業員)が必要になります。
- ・配偶者控除を受ける方は、配偶者の源泉徴 収票など、所得額が分かる書類をお持ちくだ さい。

#### ◇確定申告相談が完全予約制となります

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。商工会では、 2月1日より決算、確定申告の相談窓口を開設いたします。

祝日除く 9:00~16:00



今年も昨年に続き、混雑緩和と感染症対策のため、完全予約制とさせていただきますので、必ず事前予約を行ってください。また、税理士による個別相談日を下記の日程で行いますので、この機会をご利用ください。 ※個別相談日:2月1日~3月15日の土・日・

※3月15日は電子申告送信日ですので申告相 談は3月14日までにお済ませください。

・税理士による個別指導日:2月15日(火) 17日(木)、22日(火)、25日(金)、3月2日 (水)、4日(金)、7日(月)、8日(火)、9 日(水)、10日(木)、14日(月)、15日(火) 時間:13:00~16:00

マイナンバーの記載が必要となりますので、申告者 及び被扶養者の「通知カード」または「マイナンバー カード」を必ずお持ちください。

## ◇電子取引の電子データでの保存が義務化されます

電子帳簿保存法の改正 (令和4年1月1日施行・令和6年1月1日からは義務化見込み)

に伴い、電子取引に伴う請求書等は電子データのまま保存することが求められることになります。所得税及び法人税の保存義務者が取引情報を電磁的方式により授受する取引(電子取引)を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないという制度です。なお、電子取引を開始する場合には、税務署に対して申請書を提出する必要はありません。

※「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的 方式により行う取引をいいます。

なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)等をいいます。

詳細は国税庁「電子帳簿保存法 一答一答【電子取引関係】」を ご確認ください。



#### ◇商工会の実施した主な事業等

12. 1~26 年末大売出し

12.13-14 受入事業所定期監查(受入企業)

12.13 女性部寄せ植え講習会(商工会館)

12.13 女性部役員会(商工会館)

12.17 外国人技能実習生受入委員会役員会 (商工会館)

#### ◇参加した主な会議等

12.1 外国人監理責任者等講習会(名古屋市) 12.24 経営支援員研修会(岐阜市)

商工会では「経営相談・支援」や「税務相 談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販 路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」 「IT 支援」「補助金書類作成支援」など皆様 のご相談に応じた支援を行っています。

発行:養老町商工会

TEL:32-0549 FAX: 32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

URL : http://yoroshokokai.net/